

公 告

地域農業経営基盤強化促進法第19条第1項の規定に基づく地域計画（案）を別紙のとおり作成しましたので、同法第19条第7項の規定に基づき地域計画（案）を公告し次により縦覧します。

令和7年3月12日

箕輪町長 白 鳥 政 徳

1. 地域計画（案）を作成した地区

- （1）北部地区
- （2）中部地区
- （3）南部地区
- （4）箕輪地区
- （5）東箕輪地区

2. 縦覧場所

箕輪町役場 みどりの戦略課窓口、箕輪町ホームページ（個人情報を除く）

3. 縦覧期間

令和7年3月13日（木）から令和7年3月26日（水）（土日祝日を除く）
午前8時30分から午後5時15分まで

4. 意見書の提出について

利害関係人は、当該地域計画（案）に対して意見があるときは、別紙様式の意見書を記載の上、縦覧期間満了の日までに箕輪町へ意見書を提出してください。